

高額療養費自己負担限度額の引き上げについて

令和 8 年 8 月 1 日より、高額療養費自己負担限度額が引き上げられる旨が厚生労働省から公表されています。患者さんにおかれましては 1 ヶ月あたりのお支払いの上限金額が上がり負担増となりますが、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

【70 歳未満】

区分	～7 月 31 日	8 月 1 日～	増加額
区分ア	252,600 円+1%	270,300 円+1%	+17,700 円
区分イ	167,400 円+1%	179,100 円+1%	+17,700 円
区分ウ	80,100 円+1%	85,800 円+1%	+5,700 円
区分エ	57,600 円	61,500 円	+3,900 円
区分オ	35,400 円	36,900 円	+1,500 円

【70 歳以上】

区分	～7 月 31 日	8 月 1 日～	増加額
現役並Ⅲ	252,600 円+1%	270,300 円+1%	+17,700 円
現役並Ⅱ	167,400 円+1%	179,100 円+1%	+17,700 円
現役並Ⅰ	80,100 円+1%	85,800 円+1%	+5,700 円
一般	57,600 円 (外来：18,000 円)	61,500 円 (外来：22,000 円)	+3,900 円 (+4,000 円)
低所得Ⅱ	24,600 円 (外来：8,000 円)	25,700 円 (外来：11,000 円)	+1,100 円 (+3,000 円)
低所得Ⅰ	15,000 円 (外来：8,000 円)	15,700 円 (外来：8,000 円)	+700 円 (±0 円)

※長期療養者への配慮として、「年間上限額の導入」や「多数回該当の金額据え置き」が同時に実施されます。詳細な情報につきましては、厚生労働省のホームページをご覧ください。

ご不明な点がございましたら、医事課へお問い合わせください。